



上尾ロータリークラブ

2023-2024年度R.I.テーマ



世界に希望を生み出そう

第3003回 例会

2024. 2. 29

会長あいさつ



2023-2024年度 長沼 大策会長

週報 No.2248

発行 2024年 3月 7日

2023-2024年度

会長 長沼 大策

幹事 坂本 忠光

副会長 門崎 由幸

副幹事 小田切宏治

編集責任者・公共イメージ向上委員会

委員長 尾花 正明

ゲスト

社会保険労務士・行政書士事務所
リアライズ
五郎丸 典正様

行事予定

3月14日 卓話 荒井貞美会員
新会員卓話

3月21日 定款の規定により休会
※ロータリー情報委員会
新会員歓迎会
於：恵比寿亭

3月28日 卓話 大木保司会員
「フィリピン国際奉仕
報告」

皆さん、こんばんは。本日もご出席いただきありがとうございます。
最近の私の動きですが、2月17日(土)には上尾高校インターアクト同好会の生徒が能登半島地震被災者への募金活動を上尾駅で展開していたので募金に協力してきました。午前10時～正午までの2時間で20万円を集めたそうです。2月25日(日)は北本RCさんが主催している「青春メッセージ」に行きました。体調不良を原因に退会してしまった白石さんがオブザーバーで来ていて、北本RCさんの活動を見守り、5年ぶりの開催をたいへん喜んでいらっしゃいました。高校生、留学候補生、ROTEXたちが「挑戦」をテーマにメッセージを発表し、会場は活気に溢れていました。

さて、株式会社クマヒラ・ホールディングスをご存じですか?皆さんにお配りしている『抜萃のつづり(ぼっすいのつづり)』を発行している会社です。株式会社クマヒラは主に金融機関向け金庫設備、及びセキュリティシステム機器を製造・販売している企業で、創業120年を超える老舗、金庫メーカーとしては国内最大手だそうです。

「抜萃のつづり」は、書籍や雑誌、新聞から心に残るエッセイやコラムを抜萃し、まとめたものです。創業者の熊平源蔵氏が社会への感謝、報恩のために昭和6年(1931年)に創刊いたしました。以来、戦時中を除いて途絶えることなく毎年1回、創業記念日である1月29日に発行し、全国の官公庁や金融機関を始め、地方自治体、教育機関、一般企業、商工会議所、ロータリークラブなどに無料でお届けしています、とホームページにあり、45万部を印刷し配布していたら相当の金額になりますが、それを無償で行っているなんてすごい社会貢献、ロータリーでいうところでは職業奉仕だなと思いました。

私ははじめ、表紙が古ぼったいデザインなこと、宗教か思想を、こちらが頼んでもいないのに勝手に送り付けてくる啓発冊子かと思っていました。ところが目次と、各文庫の掲載日を見て、書かれている内容は、最新の、心にしみる、感動するエッセイ・コラムであることに気付きました。そして入会以来、毎年この時期に配られる『抜萃のつづり』が発行されるのを心待ちにするようになりました。

直近で最も感動したのは、第81号、『病気をたまたわり人生を味わう』



ROTARY CLUB OF AGEO

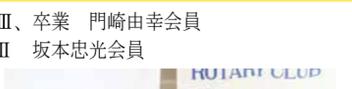
というエッセイです。この文中にニューヨーク、物理療法リハビリテーション研究所の壁に刻まれている詩で、「ある無名兵士の詩」として世に広まった詩が掲載されています。前後の文脈がわからないかもしれませんが、その詩を紹介させていただきます。

《ある無名兵士の詩》
『大きなことを成し遂げるために強さを求めたのに、謙遜を学ぶようにと弱さを授かった。偉大なことができるようにと健康を求めたのに、より良きことをするようにと病気を賜った。幸せになろうとして富を求めたのに、賢明であるようにと貧困を授かった。世の人々の賞賛を得ようと成功を求めたのに、得意にならないようにと失敗を授かった。人生を楽しむためにあらゆるものを求めたのに、あらゆるものを慈しむために人生を賜った。求めたものは一つとして与えられなかったが、願いは全て聞き届けられた。』

私はもっとも豊かに祝福されたのだ。』これは病気の方を励ましている詩なんです。「病気になるたらおしまい」ではなく、どんな状況でも絶望することなく、人生を深く味わえることを教えているのですね。明るい話題が少ない昨今、少しでも皆様の支えになれば幸いと発行されている、この『つづり』のおかげで、私の心も少しほっこり、軽くなった気がしました。ぜひ『抜萃のつづり』を読んでいただければと思います。本日もよろしくお願いたします。

R.I 修了証授与

PartⅢ、卒業 門崎由幸会員
PartⅡ 坂本忠光会員



お客様からあいさつ

杉中尚平様(上尾北ロータリークラブ)

皆さん、こんばんは。私は五郎丸さんが今日卓話すると聞き、MUで来ました。五郎丸さんのお父様に私の会社のことを25年来、社外として面会をみもらっていて、息子さんにバトンタッチして現在は五郎丸典正さんが担当してくれています。どなたの紹介で卓話をするのか五郎丸さんに尋ねたら、関口良康さんだということで、関口さんとは同じマンションの同じフロアで、毎朝エレベーターと一緒に乗っている関係にあります。関口さんのご縁もあって、それはぜひ聞いてみたいと思って来ました。今日来て驚いたのは、私は上尾北RCでは若手の方なのですが、上尾RCさんの会場を見渡したら長老のような存在になっていたことです。上尾RCさんは活気があるクラブだなとらやましく思いました。卓話を拝聴させていただきますのでどうぞよろしくお願いたします。

幹事報告

坂本 忠光 幹事

◇2025-26年度のロータリー財団奨学生を募集しています。奨学金制度を充分利用して海外へ留学して国際感覚を養い活躍しましょうという奨学生になります。応募したい方がいましたら幹事までご連絡ください。

委員長報告

親睦活動委員会 山崎亮一委員長

本日は会員親睦旅行についてご案内させていただきました。日程は4月12(金)・13(土)です。行先

は仙台・松島となっています。参加費は会員3万円、家族1人2万円です。詳しい日程等はお配りしました通りになっています。私の方でいろいろ調整し、途中参加や途中離脱もOKになっています。ホテルでは喫煙ルームも用意しています。お時間の都合がつく方はぜひご参加くださいますようお願いいたします。

皆さん、こんばんは。私は五郎丸さんが今日卓話すると聞き、MUで来ました。五郎丸さんのお父様に私の会社のことを25年来、社外として面会をみもらっていて、息子さんにバトンタッチして現在は五郎丸典正さんが担当してくれています。どなたの紹介で卓話をするのか五郎丸さんに尋ねたら、関口良康さんだということで、関口さんとは同じマンションの同じフロアで、毎朝エレベーターと一緒に乗っている関係にあります。関口さんのご縁もあって、それはぜひ聞いてみたいと思って来ました。今日来て驚いたのは、私は上尾北RCでは若手の方なのですが、上尾RCさんの会場を見渡したら長老のような存在になっていたことです。上尾RCさんは活気があるクラブだなとらやましく思いました。卓話を拝聴させていただきますのでどうぞよろしくお願いたします。



ROTARY CLUB OF AGEO

結婚・誕生祝い

お誕生日 おめでとうございます!
山崎亮一会員

皆さんのハッピーバースデーの歌を一身に背負いました(笑)。私は49歳になりました。あと一回干支が回ると還暦ということで感慨深いです。

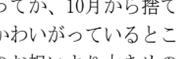


誕生日は2月22日で、「猫の日」と世間では言われています。その縁もあってか、10月から捨て猫を1匹保護して、妻が大変かわいがっているところで。私の誕生日には、私のお祝いより大きめの猫のお祝いもして楽しい一日を過ごしました。本日はお祝いただきどうもありがとうございました。

例会主題

ハラスメント徹底対策セミナー
リアライズ 五郎丸 典正様

本日は「ハラスメント徹底対策セミナー」というテーマでお話しさせていただきます。現在、ハラスメントに関しては、とある町長がセクハラなど99の不適切行為で辞職するだとか、人気アイドルがセクハラをしたとか日タニュースで話題にあがっています。ハラスメントは良くないということは皆さん、わかっていると思います。ただし何がハラスメントかという境界線が難しいと思います。そのあたりを本日はお話しできればと思います。



まずは様々なハラスメントを紹介します。近年まで見過ごされてきましたが、現在では以下のような行為はハラスメントとして許されなくなっています。◇パワハラ(パワーハラスメント)⇒地位や立場を使った嫌がらせ ◇セクハラ(セクシャルハラスメント)⇒性的な嫌がらせ ◇マタハラ(マタニティハラスメント)⇒妊娠・出産に関係した嫌がらせ ◇パタハラ(パタニティハラスメント)⇒男性の育児を妨害する嫌がらせ ◇カスタマーハラスメント⇒客の立場を利用した理不尽な要求 ◇モラハラ(モラルハラスメント)⇒精神的な攻撃 ◇アルハラ(アルコールハラスメント)⇒

アルコールを強要すること ◇ハラハラ(ハラスメントハラスメント)⇒常識の範囲内で仕事に関する注意をただけで、ハラスメントと訴えてくること。ハラスメントに関する相談は年々増加傾向にあり、いじめ・嫌がらせといういわゆるパワハラ相談が著しく右肩上がりにしています。これは昔に比べて陰湿ないじめが増えたというよりは、時代の変化で、昔だったら熱血上司で許されていたものが、今はパワハラ上司となってしまいます。

パワハラは3つあり、職場において行われる、(1) 優越的な関係を背景とした言動であって、(2) 業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、(3) 労働者の就業環境が害されるもので、(1)～(3)すべてを満たすものです。客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導については、職場におけるパワーハラスメントには該当しません。怒るとすぐパワハラではないかという相談を受けますが、配慮しすぎも良くなって、通常の業務指導についてはきちんとすべきだと思います。パワハラと言われることを恐れて注意指導ができないと会社がまっとうに運営できませんので、上司として冷静に言うべきことは言っていると思います。細かいところを見ていきます。(ア) 優越的な関係を背景とした言動⇒当該事業主の業務を遂行するに当たって、当該言動を受ける労働者が行為者に対して抵抗又は拒絶することができない蓋然性が高い関係を背景として行われるもので、上司から部下だけではなく、先輩・後輩間や同僚間、部下から上司に対してもパワハラになりえます。(イ) 業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの⇒社会通念に照らし、当該言動が明らかに当該事業主の業務上必要性がない、又はその態様が相当でないものはパワハラになりえます。(ウ) 労働者の就業環境が害されるもの⇒当該言動により労働者が身体的又は精神的に苦痛を与えられ、労働者の就業環境が不快なものとなったため、能力の発揮に重大な悪影響が生じる等当該労働者が就業する上で看過できない程度の支障が生じることはパワハラになりえます。判断に当たっては、「平均的な労働者の感じ方」、すなわち、同様の状況で当該言動を受けた場合に、社会一般の労働者が、就業する上で看過できない程度の支障が生じたと感じるような言動であるかどうかを基準とすることが適当です。

続いて代表的なパワハラと言動の6類型を紹介し

ます。(1) 身体的な攻撃(暴行・傷害)。これはパワハラ以前に刑法で罰せられるので当然です。誤ってぶつかってしまった程度では該当しません。(2) 精神的な攻撃(脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言)。該当しない例としては、遅刻なども社会的ルールを欠いた言動が見られ再三注意してもそれが改善されない労働者に対して一程度強く注意することや、その労働者の業務の内容や性質等に照らして重大な問題行動を行った労働者に対して、一定程度強く注意することなどが挙げられます。(3) 人間関係からの切り離し(隔離・仲間外し・無視)。昔だと追い出し部屋がありましたね、最近は聞かないですけど。該当しないのは新規に採用した労働者を育成するために短期間集中的に別室で研修等の教育を実施するとか、懲戒規定に基づき処分を受けた労働者に対し通常の業務に復帰させるためにその前に一時的に別室に必要な研修を受けさせるなどは該当しません。(4) 過大な要求(業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制・仕事の妨害)。例えば新卒採用者に対し、必要な教育を行わずにそのまま到底対応できないレベルの業績目標を課し、達成できなかったことに対し厳しく叱責することがパワハラに該当します。(5) 過少な要求(業務上の合理性なく能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと)。管理職である労働者を退職させるため、誰でも遂行可能な業務を行わせる、などが該当します。(6) 個の侵害(私的なことに過度に立ち入る)。労働者の性的指向・性的自認や病歴、不妊治療等の機微な個人情報について、当該労働者の了解を得ずに他の労働者に暴露するのがパワハラに該当します。

たり、就業環境が害されることとなります。セクハラは男性から女性にするイメージが強いですが、男性も女性も被害者にも被害者にもなりえます。また異性に対するものだけでなく同性に対するものも該当します。被害を受けるものの性的指向や性的自認にかかわらず、性的な言動であれば該当します。

次はセクハラに移ります。セクハラは定義は、職場において行われる、労働者の意に反する性的な言動により、労働者が労働条件について不利益を受け

次は妊娠・出産・育児・介護等ハラスメントに移ります。定義は、職場において行われる、妊娠・出産したこと、育児休業、介護休業等の利用に関する言動により、妊娠・出産した女性労働者や、育児休業・介護休業等を出し・取得した男女労働者の就業環境が害されることです。業務分担や安全配慮等の観点から客観的にみて業務上必要性に基づく言動によるものは、妊娠・出産・育児介護休業等ハラスメントに該当しません。

次はセクハラに移ります。セクハラは定義は、職場において行われる、労働者の意に反する性的な言動により、労働者が労働条件について不利益を受け

最後に厚生労働省はハラスメントに対して力を入れていて「あかるい職場応援団」というサイトがあります。よろしければ参考にしてください。本日はご清聴いただきありがとうございます。

次はセクハラに移ります。セクハラは定義は、職場において行われる、労働者の意に反する性的な言動により、労働者が労働条件について不利益を受け

出席率
会員数 35
出席免除者欠席 4
出席対象者 31
出席者数 16
51.61%

例会日 毎週木曜日 12:30~13:30 事務所 〒362-0035 埼玉県上尾市仲町1-8-31 新和エクセルビル303

例会場 上尾東武ホテル3F(コミュニティホール) TEL 048-775-7788 / FAX 048-776-9799

